

川越市教育委員会第11回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和5年12月22日 午後3時
- 3 閉 会 令和5年12月22日 午後4時45分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝、
飯島 希
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長岡島一恵、教育
総務部副部長兼教育総務課長佐藤利貞、学校教育部副部長兼学校管
理課長西貝俊哉、教育総務部参事兼中央公民館長中里良明、学校教
育部参事兼教育指導課長早川美彦、学校教育部参事兼教育センター
所長嘉手川 満、教育財務課長飯野雅史、地域教育支援課長武藤貴
子、文化財保護課長齊木 隆、中央図書館長富田 稔、博物館長岡
田賢治、学校給食課長宮沢 茂、市立川越高等学校事務長松本秀規、
教育財務課副参事味方翼樹、学校管理課副参事川鍋 寛

8 前回会議録の承認

令和5年度第2回定例会会議録、第3回定例会会議録を承認した。

令和5年度第4回定例会会議録、第5回臨時会会議録、第6回臨時会会議録、第7回定例会会議録、第8回定例会会議録、第9回定例会会議録、第10回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第37号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認
を求めることについて

(非公開)

日程第2議案第38号 川越市いじめ問題対策委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第3議案第39号 令和6年度川越市教職員研修計画について

参事兼教育センター所長

令和6年度川越市教職員研修計画については、3つの策定方針に沿って計画した。策定方針1については、各学校で管理職が教職員の研修意欲に基づいて資質の向上に関して指導・助言等を行う、「対話に基づく受講奨励」に対応し、本研修計画を活用できるようにした。また、11月に研修に係るアンケートを全市立学校に実施しており、把握した教職員のニーズを今後の研修内容に反映させていく予定である。左側の図は、研修の概要となるが後程説明する。策定方針2については、国の提言

等や県の動向を踏まえつつ、本市の喫緊の課題の改善・解決につながるよう8つの重点研修を定めたところであり、そのうち授業力の向上を図る研修、ICT活用指導力の向上を図る研修、ふるさと学習の推進を図るための研修の3つを最重点研修と位置づけたところである。策定方針3については、令和5年2月に本市で策定した、学校における働き方改革基本方針を踏まえ、研修をできる限り効果的かつ効率的に実施できるように見直しを行った。具体的には、オンデマンド型研修を充実させ、研修対象者や回数を見直しを行った。また、受講者を指定し、必ず参加をしなければならない特定研修については、教員の負担軽減につなげられるよう、本年度の44講座から19講座に削減している。

令和6年度川越市教職員研修一覧について、今年度との変更点は主に5つあり、1つ目は研修の廃止統合等を行い、一覧はできる限り見やすく示したこと、2つ目は最重点研修に位置づけているものに最重点のマークを入れたこと、3つ目は本市の重点項目、対象となるステージや指標が明確になるようにしたこと、4つ目は研修の一覧の順番について、教職員が希望して主体的に受講する研修である専門研修を最初に示したこと、5つ目は教職員に興味を持ってもらうため、特に専門研修について研修名を工夫したことである。

最後に、研修一覧に示した各研修の概要の例についてだが、教職員が目的意識を持って、主体的に研修を選択することができるよう、研修ごとに本市の重点項目、対象となるステージ、指標を明記するとともに、研修の趣旨や研修を通して身につけられる力などを示していきたいと考えている。

本委員会による修正及び審議後における文言等の修正が生じた場合、また、今後関係各担当が作成する研修の概要について教育長が調整することとしてよろしいか併せて審議いただきたい。

委員

受講者アンケートから捉えたニーズを研修内容に反映させるということだが、具体的にどんなニーズがあったか伺いたい。

参事兼教育センター所長

校長や教頭など管理職に対するアンケートと一般の教職員に対するアンケートを行った。校長や教頭など管理職によるアンケートでは、自校の教職員が資質能力を向上させるためにどのような分野の研修が必要だと思うかという問いに対しては、教育相談や生徒指導等の問題に対する研修、多様なニーズへの対応に対する研修、学年・学級経営に対する研修が挙がっていた。なお、教育相談や生徒指導に関する研修、多様なニーズへの対応については、これまでも研修にあったが、新たに、学年・学級経営に係る研修について管理職の方が強く思っているところである。また、一般の教職員によるアンケートでは、評価領域に関する研修やICTの活用に関する研修のほか、管理職と同様、学年・学級経営に対する研修が挙がっていた。

委員

重点研修である教職員の不祥事防止を徹底するための研修が、一番大事だと考える。実際に不祥事は起きており、徹底して行っていただきたい。

参事兼教育センター所長

教職員の不祥事防止を徹底するための研修については、これまでも各年次研修等で必ず行っているが、校長会等の指示伝達事項で校長にも話をしていきたい。

委員

負担軽減は大事だと思うが、特定研修が半分以下になるということで、弊害はないか。

参事兼教育センター所長

特定研修はこちらが指定した学校や教員に対して行っており、その負担が大きいという声があったので、減らしたところである。研修自体をなくしたものもあるが、特定研修から専門研修に移行させたものもある。専門研修は希望で受けられるため、特に大きな弊害はないと思うが、実施していく中で課題を捉えていきたい。

委員

目標の設定を自分で行い、研修に主体的に参加して、実践して指導力を高め、課題や次年度に高めたいことを振り返り、キャリアアップを図っていくというPDCAサイクルはよいことだと思うが、順調に資質向上が図れなかった場合はどうしていくのか。

参事兼教育センター所長

そういった場合については、対話による受講奨励をうまく活用するよう呼びかけていきたいと思う。またキャリアアップデザインシートは研修後の自身を確かめるシートになっており、ここで課題に挙げたことが翌年度の課題になってくるので、引き続き自分自身を高めるために、このシートを活用してもらいたい。

委員

研修の場合、その成果を評価する人も重要であるが、評価者に対する教育は、どのように行うか。

参事兼教育センター所長

研修計画自体が自己評価を重要視しているところであるが、管理職が1年間の教職員の様子を見たらうえて、年度末の面談等で達成状況を伝えている。

委員

評価が1番難しいので、ある程度一定の評価ができるように、管理職向けに研修を行うなど体制を作った方がよいと思う。

また、主体性を重んじる研修とし、今までの研修体系から変えることで、どんな効果を期待しているのか。

参事兼教育センター所長

今後求められる教員像というのは、社会状況が刻々と急激に変化していく中でも、それを主体的に受け止めて、子どもたちと同様に、教員も個別最適な学びと協働的な学びを続けていくことを期待している。

委員

今までと違い、とても見やすく、分かりやすい研修計画だと思う。策定方針1では、子どもだけではなく、学び続ける教員という、非常に時代の変化やニーズに合った文言がきちんと入っており、また受講者のニーズを取り入れ、ボトムアップ的に研修計画を作っていくということで、とてもよい姿勢である。策定方針2では、「本市の喫緊の課題を改善・解決するため」、と明記したところが非常に良かった。策定方針3については、教員が主体的に選ぶ研修体制なので、「主体的で効果的、効率的な研修体制」としてみてはどうかと思う。

また、画期的なのはキャリアアップデザインシートであり、教員自身が自分をよく見つめて、自分の今の状況を把握したうえで、努力目標を自分で作って行くということである。また、対話に基づく受講奨励というシステムは非常によいと思う。主体的に教員研修をしてもらうための手段として、対話に基づく受講奨励がある。

研修計画の本文について、まずは求める教職員像だが、もう少し本市の特色を出してもよいと思う。3つ目のところだが、例えば「時代の変化や川越市の教育課題に対応した魅力ある教育の創造に全力をあげる教職員」など、川越市という文言を記載するとよいと思う。次に策定方針だが、「主体的で効果的、効率的」という文言があるとよいと思う。最後に研修一覧だが、最重点があり過ぎるため、できるだけ最重点は絞った方がよいと思う。

参事兼教育センター所長

いただいた意見をもとに検討していきたい。

教育長

あえて最重点というのであれば、学力向上のための授業の改善、それから主体的な学びにつながるふるさと学習、そしてICTの効果的な活用だと考える。

委員

研修において、振り返りが1番大切だと思った。主体的にいろいろ考えて自己評価していくということだが、振り返りをする際にどこまで到達できたかといった指標のようなものや、自己評価が妥当かどうかを管理職が判断するための指標のようなものなど、工夫があれば教えていただきたい。

参事兼教育センター所長

各研修が終わった後に、その研修の振り返りを受講者は行うが、その中で、研修の目指すところに到達できたかどうかを、確認できるようにしていきたい。さらに、1年間を通した振り返りでは、対話に基づく受講奨励の中で、行っていきたい。

委員

研修は、全教員が必ずその年にいくつ以上受講しなくてはならないというものなのか。

参事兼教育センター所長

そのようなものはない。

委員

「対話に基づく受講奨励」において、年度当初の面談はいつぐらいの時期に行われるのか。

参事兼教育センター所長

年度当初の5月あたりに設定されていると思う。

委員

それぞれ教職員にこの研修計画が渡されるということか。

参事兼教育センター所長

紙ベースで全員に渡されるのではなく、全教職員がこの計画をデータで見られるようになっている。

委員

研修の項目において、第三次教育振興計画の何らかの施策が関わっていると捉えてよいか。

参事兼教育センター所長

そのとおりである。

委員

今回この研修計画が承認されると、令和6年度の研修内容が決まり、それを踏まえ、来年度の教育行政方針の中に反映されるという理解でよいか。

学校教育部長

そのとおりである。新しくリニューアルした研修について、来年度の教育行政方針にも反映し、今後提案させていただきたい。

委員

今年度から全校に導入されたコミュニティ・スクール、また全校に設置された特別支援学級に関する研修というものは、組み込まれているのか。

副部長兼学校管理課長

コミュニティ・スクールについては、今回の研修計画の中に位置づけてはいないが、管理職等を対象に研修会を実施しているところである。

参事兼教育センター所長

特別支援教育に関する研修については、特別支援教育に対する理解、指導力の向上を図るため、専門研修や特定研修に組み込んでいるところである。

教育長

この研修計画が全教職員に配られるということだが、教員の不祥事防止や、学び続ける教員としての資質を高めるうえでも、事前に校長会でこの研修計画について十分に説明をしたいと考えている。そして、校長の言葉でこの研修計画を各学校の職員会議等でよく伝えてもらいたいと考えている。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第40号 川越市立学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて

副部長兼学校管理課長

川越市立学校職員服務規程の一部改正については、年次休暇の取得単位が30分単位で取得できるようになったことから、規定の整備を行うものである。改正の概要についてだが、休暇届簿の休暇期間に30分の枠を追加するものであり、施行日については交付の日から施行しようとするものである。

委員

実際に年次休暇を30分単位で取得するニーズはあるのか。また、どのような時に30分単位で年次休暇を取得するのか。

副部長兼学校管理課長

現場では、より細かく年次休暇を取りたいというニーズはあり、現場の職員にとって休暇を取りやすい状況になると考えている。例えば、子育て世代の教員について、子どもの体調が突然悪くなり、すぐに迎えに来るよう連絡が入るケースがあった場合で、かつ勤務終了時刻の直前だったりすると年次休暇を30分単位で取得する場合があると考えられる。

(全員異議なく原案どおり決定)

10 報告事項

(1) 川越市学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて

教育財務課長

川越市学童保育室条例施行規則の一部改正については、学童保育室の入室に係る申請を電子申請により行うことができるようにするため、規定を整備しようとするものである。改正の概要については、学童保育室の入室に係る申請書の様式を改めようとするものである。施行日は、令和5年12月1日とするものとし、令和6年3月31日以前の入室に係る申請については、従前どおりの様式にて行うこととするものである。

委員

これからの方向性として、さまざまな申請等を電子申請に変えていくということではよいか。

副部長兼教育総務課長

川越市全体として、DXを推進していくということであり、当然このような電子

申請を考慮した手続きは今後進めていくことになると思う。

(2) 川越市文化財保存活用地域計画について

文化財保護課長

令和5年12月15日に開催された、文化庁文化審議会文化財分科会において、本市が申請した川越市文化財保存活用地域計画について認定されたところである。この計画は、本市が誇る貴重な歴史遺産である文化財を地域と地域社会とともに、その保存と活用を総合的かつ計画的に実行するためのものである。今回の認定では、新たに20件の計画が認定され、これにより、全国の認定件数が139件となった。埼玉県内では、秩父市、白岡市、本庄市、春日部市に次ぎ、本市が5番目の認定である。

この文化財保存活用地域計画は、文化財保護法第183条の3により規定された計画で、市内に所在する文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画である。作成の背景は、過疎化、少子高齢化等の社会状況の変化によって、各地域における貴重な文化財の維持が難しくなることを踏まえてのものである。川越市には、時の鐘や蔵造りの建造物、川越氷川祭の山車行事、山王塚古墳や河越館跡など多くの国、県、市の指定文化財がある。また、指定はされていないものの、地域で大切に守り伝えられた文化財も多くある。このような未指定も含めて、今後の文化財の保存と活用を考えるために作成したものがこの計画である。

この計画は、地域社会全体で文化財の保存と活用を支え、今後のまちづくりに生かすことが狙いである。そのために、小江戸文化をはじめとする5つの関連文化財群、本庁地区をはじめとする川越市内の12地区を基にした文化財保存活用区域を設定した。まずは地域のことを皆さんと行政とが一緒に学び、市民センターや公民館などと一体になって、歴史遺産の調査を中心とした地域に根ざした活動を行う。このような活動を通して、人と人とを結びつける絆となってまちづくり、人づくりの一翼を担う歴史遺産を生かしたまちづくりを目指す計画である。

委員

この計画だが、活用地域というのは、川越市全体を指しているのか、それとも川越市の中の特定の地域を指しているのか。

文化財保護課長

あくまでも川越市全体の計画である。

委員

文化財は本市の宝であり、ぜひこの計画を周知していただき、ふるさと教育などに有効活用していただきたい。

(3) 令和6年度川越市立川越高等学校生徒募集要項について

副部長兼学校管理課長

「生徒募集要項」は、各県公立高等学校が、入学者選抜に向け、県教育委員会の

定めた「実施要項」を踏まえて作成する、実施に当たっての決まりごとである。

令和6年度川越市立川越高等学校生徒募集要項について、まず募集人員だが、普通科百40名、情報処理科70名、国際経済科70名であり、昨年度と募集人員の変更はない。次に出願手続きだが、昨年度までの感染症拡大防止のための措置を継続し、選考手数料を振込とし、出願書類は原則、中学校がまとめて郵送としている。次に学力検査だが、受検生一人ひとりの基礎的な知識及び技能、思考力・判断力・表現力等の能力を、より一層適正に測ることができるよう、5教科各50分で実施する。次に追検査だが、急病その他やむを得ない事情により、学力検査が受検できなかった受検生に、追検査を実施しており、今年度も昨年度同様、平常の学力検査実施日から、10日間以上あけて追検査が予定されている。最後に、市立川越高等学校地域特別選抜募集の実施について、平成24年度から導入し、13年目の実施となる。学習や部活動に活躍が期待できる優秀な市内生の割合を高め、市立高校の一層の活性化を図る取組である。この選抜で入学した生徒の中には、野球部、女子バレーボール部、女子バスケットボール部の部員や生徒会本部役員を務める生徒がおり、学校全体の活性化に貢献している。なお、10月1日付け埼玉県公立高等学校進路希望調査において、市立川越高等学校普通科希望倍率は3・79倍であり県内公立高校人気では1位である。

委員

昨年度実際に追検査を受検した生徒は何人いたか。

学校管理課副参事

昨年度は、2名の生徒が追検査を受検し、2名とも合格した。

委員

川越市内在住の生徒と市外在住の生徒で、経済的な負担として差はあるか。

市立川越高等学校事務長

入学金については、市内在住の生徒5,650円、市外在住の生徒は10万円となっており、差がある。授業料については差がなく、同額の年額118,800円である。

委員

特別選抜について、募集人員の10パーセント以内ということだが、昨年度は何人選抜されたのか。

学校管理課副参事

28人である。

委員

募集人員280名中の28名ということで、ちょうど10パーセントだと思うが、この特別選抜の枠を増やしていく考えはあるのか。

学校管理課副参事

県教育委員会と協議した結果にはなるが、今後検討していきたい。

委員

市立の高等学校であるので川越市内の生徒を増やしていくような方策は何かあるか。

学校管理課副参事

生徒募集という点では、年3回、学校説明会という形で、広くアピールしている。また、今年度については、校長も変わり、外に向けて多く発信もしているので、市内生徒が増えるかどうかは分からないが、さまざまな取組を行っていきたい。

1 1 その他

- (1) 議事に先立ち、議案第37号及び議案第38号は性質上公開になじまない事務事業に関する情報にあたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取り扱うこととし、議案第37号については関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、教育総務課長）のみで審議することに決定した。
- (2) 議案第37号は、人事に関する案件であることから審議順を変更し、「その他」終了後に審議することについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (3) 報告事項(1)の関係者として教育財務課副参事の出席について、報告事項(3)の関係者として学校管理課副参事の出席について各委員が承認し、出席が認められた
- (4) 会議録の署名委員として長谷川教育長職務代理者、飯島委員が指名された。
- (5) 次回教育委員会は、令和6年1月22日（月）午後3時開催に決定した。